

【特別教育・安全衛生教育等】

がいこくじんろうどうしゃ ほう じゅこう さい りゅういてん 外国人労働者の方が受講する際の留意点について

りんぎょう もくざいせいぞうぎょうろうどうさいがいぼうしきょうかい ぐんまけんしぶ
(林業・木材製造業労働災害防止協会 群馬県支部)

こうせいろうどうしょうつうたつ

1 厚生労働省通達について

こうせいろうどうしょう つうたつ れいわ2ねん3がつ31にち もとはつ0330だい43ごう がいこくじん にほんご
厚生労働省の通達「令和2年3月31日 基発0330第43号 外国人の日本語の
りかいりよく はいりよ ぎのうこうしゅう じっし とうろくきょうしゅうきかん ぎのうこうしゅう
理解力に配慮した技能講習の実施について」により、登録教習機関は、技能講習
じゅこう がいこくじんろうどうしゃ にほんごりかいりよく じぜん かくにん のぞましい
等を受講する外国人労働者の日本語理解力を事前に確認することが望ましいとされ
ています。つきましては、外国人労働者を受講させる事業者は 別添1「外国人労働者
げんごのうりよく かんするもうしたてしよ じゅこう きぼう がいこくじんろうどうしゃ かた べってん
の言語能力に関する申立書」を、受講を希望する外国人労働者の方は 別添2
「日本語の理解力申告書」を、申込み時に提出してください。

がいこくじんろうどうしゃ かた じゅこう さい りゅういじこう 外国人労働者の方が受講する際の留意事項

1. とうしふ かいさい こうしゅう とくべつきょういく あんぜんえいせいきょういくとう にほんご てきすと
当支部で開催する講習(特別教育、安全衛生教育等)は、日本語のテキストを
しょう にほんご ころぎ おこな
使用し、日本語による講義を行います。
2. にほんごりかいりよく おうじ つうやく じゅこう ほ さ かた どうせき ばあい
日本語理解力に応じ、通訳や受講補佐の方を同席していただく場合があります。
す。なお、つうやくしゃなど てはい じぎょうしゃ おこなって とうしふ てはい
通訳者等の手配は事業者にて行っていただけます。当支部は手配お
あつせんなど いっさいおこないません
よび幹旋等は一切行いません。
3. こうしゅうちゅう こうし た じゅこうせい かんじ よみかた にほんご いみ しつもん
講習中に、講師や他の受講生へ 漢字の読み方や日本語の意味を質問するこ
とはできません。
4. しんこくしょ もうしたてしよ ないよう こと とうしふ じむきよく はんたん ばあい とちゅう
申告書・申立書等の内容と異なると当支部の事務局が判断した場合、途中
たいせき ねが ばあい じゅこうひよう へんきん
退席をお願いすることがあります。その場合、受講費用の返金はいたしません。
5. すまーとふ おんどう ほんやくあぶり しょう きんし しょう はっかく ばあい たいせき
スマートフォン等の翻訳アプリの使用は禁止します。使用が発覚した場合、退席
となります。
6. とうしふ おこなうとちゅうたいせき じゅこうりょう ふへんきん しゅうりょうしょう ふはっこうとう そちとう
当支部が行う途中退席、受講料の不返金、修了証の不発行等の措置等につい
いぎもうしたて いっさいうけつけません
て異議申し立ては一切受け付けません。

【特別教育・安全衛生教育等】

べってん¹
別添1

がいこくじんろうどうしゃ げんごのうりよく かんするもうしたてしよ
外国人労働者の言語能力に関する申立書

(じゅこうよてい び れいわ ねん つき 日に) ふつかかんと ばあい しよにち きにゆう
【受講予定日: 令和 年 月 日】(二日間等の場合は初日を記入)

(かい じょう)
【会場: 】

こうしゅうしゅべつ)
【講習種別: 】

たいしやう がいこくじんろうどうしゃめい
【対象となる外国人労働者名】

くぶん 区分	しめい 氏名	せいねんがっぴ 生年月日	びこう 備考
1			
2			
3			
4			
5			

じやうき がいこくじんろうどうしゃ かんする きし ぶしゅさい こうしゅうかいじゅこうもうしこみ あたり
上記の外国人労働者に関する貴支部主催の講習会受講申込に当たり、
にちじやうせいかつ ひつよう にほんご りかいりよく もちろん しやうきやうざいなど よみあげ
日常生活に必要な日本語の理解力は勿論のこと、使用教材等を読み上げ、
ぶんしやう かき たしや じゅこうないよう かんする かいわとう おこなえるていど にほんご
文章を書き、他者と受講内容に関する会話等も行える程度の日本語の
りかいりよく ゆうして みとめ じゅこう もうしこみます
理解力を有していると認め、受講を申し込みます。

なお、貴支部において明らかに受講内容を理解するための最低限の言語能力を
ゆう みとめられたばあい じゅこうとちゆう とちゆうたいせき もとめら
有しないと認められた場合は、受講途中であっても途中退席を求められ、
また しゅうりやうしやう はっこう しょうたく ばあい じゅこうりやう
又は修了証を発行しないことがあることを承諾し、またその場合でも受講料の
ふへんきんとう しよち ふくめいつさいい ぎ もうしたてません
不返金等の処置を含め一切異議は申し立てません。

れいわ ねん つき ひ
令和 年 月 日

りんぎやう もくざいせいぞうぎやうろうどうさいがい ほうしきやうかい ぐんまけん し ぶ
林業・木材製造業労働災害防止協会 群馬県支部

しぶちやう こいど よしはる
支部長 小井土 義治 あて

じ ぎやう しゃ)
【事業者】

じゆう しよ)
住 所:

じ ぎやうしやめい)
事業者名:

印

別添²

日本語の理解力申告書

令和 年 月 日

受講者氏名:

1 受講者の日本語の理解力について、当てはまるものに○を付けてください。

	技能講習で使われるテキストの内容が、日本語のままで分かる
	専門用語に振り仮名(ルビ)があれば、テキストの内容が分かる
	専門用語を解説する補助教材があれば、日本語の講義でも分かる
	専門用語について母国語等で説明を受ければ日本語の講義でも分かる
	母国語等の通訳者がいないと、日本語の講義は分からない

2 受講者の日本語能力の参考となる資格などを書いてください。

(例: 日本語能力試験 N4 に認定された など)

※ この線より下は登録教習機関が使用しますので、記入しないでください。

※受講者の日本語の理解力を踏まえた措置

--